

# 東電福島原発事故に直面した女性たち ——被害を増幅させる要因としてのジェンダー格差

TEPCO Fukushima Nuclear Disaster and Women:  
Gender Gap as a Factor Amplifying Damages

清水奈名子（宇都宮大学）

Nanako SHIMIZU (Utsunomiya University)

## Summary

This paper focuses on how gender disparities in Japan have led to the underestimation and invisibility of the damage caused by the Fukushima nuclear power plant accident in 2011. In Section 1, the author will examine how the women perceived and responded to the accident by conducting questionnaires and interviews with residents of Fukushima and Tochigi Prefectures. Section 2 examines the gender disparity issue that has made it difficult for women to face the damage caused by the nuclear accident, and the significance and challenges of the post-nuclear accident activities led by women in the absence of official support. Finally, Section 3 examines the structural problem of women's voices not being reflected in the decision-making process related to the nuclear accident, based on interviews with women who became members of local councils after the accident. Through these analyses, this paper shows that the gender disparities in Japanese society, which existed even before the nuclear accident, have aggravated the damage caused by the accident and made it difficult to cope with the accident and to recover from it.

## キーワード

東電福島原発事故、ジェンダー、格差、自己責任論、政治参加

## はじめに——不可視化される原発事故被害とジェンダー格差

2011年3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故（以下、東電福島原発事故）から、12年が経過した。避難者数が最も多かった2012年5月には、少なくとも16万4,000人の住民が福島県内外に離散し<sup>(1)</sup>、また福島県民の震災関連死は2023年3月時点で2,337人を数え、しばしば「被災三県」として比較される宮城県の931人、岩手県の470人をはるかに超える犠牲を経験してきた<sup>(2)</sup>。

さらに原発事故被害の実態を確認するうえで重要な点は、3回にわたる水素爆発によって原発から放出された放射性物質が避難指示区域を遥かに越えて、広く福島県内外に拡散したことによる「被害の広域性」である。2011年12月以降、汚染地域の除染業務を所管する環境省は、年間の追加被ばく線量が1ミリシーベルトを超えると計算した地域を「汚染状況重点調査地域」として指定しているが、その範囲は次頁図1に示したように、福島県に加えて、岩手、宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉の合計8県、104市町村にものぼる<sup>(3)</sup>。このように、原発事故に由来する汚染を受けた地域は福島県境を越えて拡がった一方で、政府が指定した避難指示区域は福島県内の一部地域に限定されたことから、避難指示区域外ではあるが汚染を受けた地域に居住していた住民は、福島県の内外を問わず、放射性物質による汚染からの防護を「自己責任」で行わなければならない状況に陥ったのである。

図1に示したように、2022年12月時点ではいまだに78市町村において「汚染状況重点調査地域」の指定が続いているが、福島県外で指定を受けた市町村の人口は470万4,318人にのぼり、福島県内でこの指定を受けた地域の人口と合わせると、600万人以上の人々が原発事故の影響を受け続けていることになる<sup>(4)</sup>。これらの地域で汚染の原因となっている主な放射性物質は放射性セシウム134並びに137であり、特に後者の半減期は約30年であることから、その影響は長期間にわたることが予想されている。

このように、東北、関東一帯の広範な地域に暮らす住民たちにとって、現在に至るまで被害が継続している一方で、これらの被害は過小評価され、さらには不可視化されていることが問題となってきた。一連の原発事故被害の過小評価や不可視化は、日本政府や東電が被害認定を限定することで必要な支援を行わないという「不作為」に加えて、被害からの復興を強調し、多額の政府予算の投入によるトップダウンの「復興」政策を推し進めるという「作為」の両面を併せもちつつ、着々と進められている（原子力市民委員会2022:33-59）。

原発事故被害の過小評価と不可視化を促進した要因は多様であるが、その一つとして本稿では、日本社会におけるジェンダー格差に注目する。特に、自己責任化された被

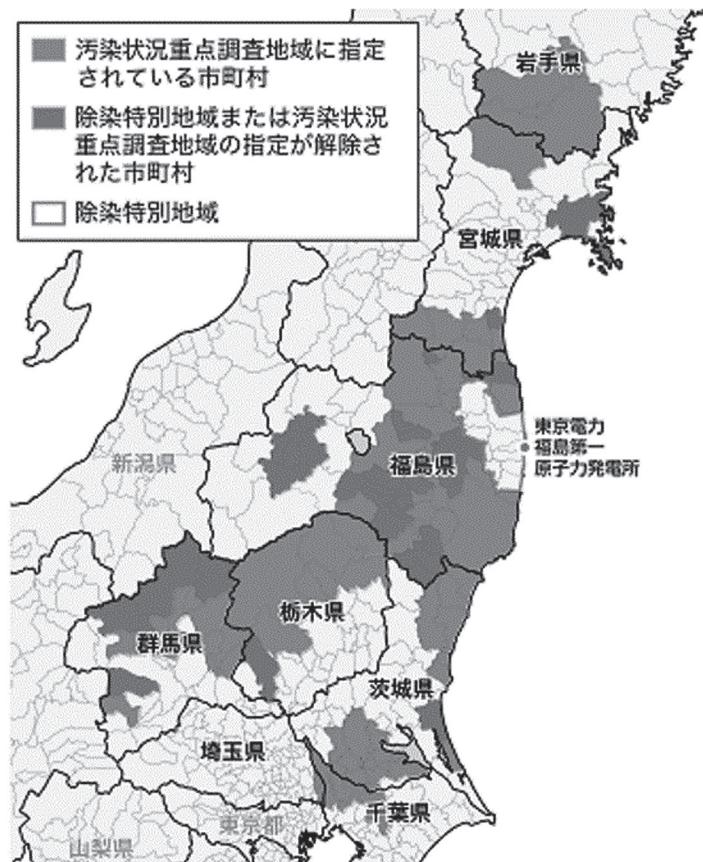


図1 汚染状況重点調査地域（2022年12月時点）

出典：環境省「除染情報サイト」ホームページ 「市町村が中心となって除染を実施した地域」(<http://josen.env.go.jp/zone/>)（2022年12月30日閲覧）を加工して筆者作成。

ばくからの防護活動の矢面に立たされた女性たちの経験や知見が評価されないだけでなく、女性たちが原発事故対策の意思決定に関与し、その声を政策に反映させる機会が限られてきたという政治参加に関わる問題を取り上げ、ジェンダー格差がどのように原発事故被害の過小評価と不可視化につながっているのかについて考察していく。先行研究が明らかにしてきたように、新自由主義的な政治経済体制のもとで「男性稼ぎ主型モデル」が維持されてきた日本社会では、家父長的世帯主義と性別役割分業が根深く残存してきた結果、女性たちによる政治参加が困難になってきただけでなく、社会的に脆弱な立場に置かれた女性たちのニーズに応答する政治は実現してこなかった。こうした原発事故前から存在してきた日本社会における家父長的世帯主義のもとのジェンダー格差によって、事故による被害が深刻化しており、事故への対策や復興を困難にしてい

ることを明らかにすることが、本稿の目的である。

まず第1節において、福島県内外の汚染地域に暮らす女性たちが経験した被害について明らかにするために、筆者が実施してきた福島県、栃木県の住民を対象にしたアンケート調査、聞き取り調査や先行研究を用いながら、事故の当事者である女性たちがどのように被害を認識し、その被害に対応してきたのかについて検証する。続く第2節では、女性たちが原発事故被害向き合うことを困難にしてきたジェンダー格差の問題と、支援が届かないなかで女性たちが主導した原発事故後の活動の意義と課題を考察する。最後に第3節において、原発事故に関連する政策の意思決定過程において、女性たちの声が反映されないという構造的問題に関して、自治体による世帯主義を前提とした意向調査の問題と、女性たちの政治参加の機会が限られている問題について、原発事故後に地方議会の議員となった女性たちへの聞き取り調査を踏まえながら検討する。

## 1 女性たちが経験した原発事故被害——自己責任化された被害への対応

### (1) 社会的な脆弱性としてのジェンダー格差：災害研究の視点から

災害が既存の社会問題を深刻化させることは、災害研究においてかねてより指摘されてきた。社会によって作り出された脆弱性 (vulnerability) と、災禍 (hazard) が掛け合わされて生じる被害としての災害 (disaster) という認識は、B. Wisner 等の研究によって体系的に示されたことが知られている。社会的な脆弱性に関わる要素として Wisner は、貧富の格差を含む社会階層、職業、カースト、エスニシティ、ジェンダー、障害の有無、健康状態、年齢、(外国人の場合には) 在留資格、社会関係などの多様な要素を列挙している。そしてこれらの脆弱性が大きい場合には、災害時の被害が深刻になるだけでなく、長期的な復興を困難にし、その後の災害に対しても人々をさらに脆弱にする問題が指摘されてきた (Wisner 2004:11)。自然災害であるか人的災害であるかを問わず、災害によって発生する被害は社会を構成するすべての人々に等しく被害を与えるわけではないという問題は、東電福島原発事故においても顕著にみられる。

これらの社会的な脆弱性が被害を深刻化し、復興を困難にするという認識は、いまや国際的な防災政策においても定着している。2005年の第2回国連防災世界会議で採択された「兵庫行動枠組 2005-2015」では、こうした社会的な脆弱性に注目した災害認識が採用されており、脆弱性とは「ハザードの影響に対するコミュニティの感受性を増幅させる、物質的、社会的、経済的、環境的要因、もしくはそれらのプロセスにより決定づけられる状況<sup>(5)</sup>」であるとの定義が示された。さらに日本政府がホスト国となって開催した2015年の第3回国連防災世界会議においても、この定義を引き継ぐ「仙台防災

枠組 2015-2030」が採択され、あらゆる災害リスク管理の政策・計画の決定過程においてジェンダー視点の必要性が明記されている<sup>(6)</sup>

「災害発生という非常時には、それまで不均衡を覆っていたヴェールが剥がれ、社会に構造化されていたジェンダー問題が一気に浮上する（天童 2021:14）」と指摘する天童睦子は、災害女性学の必要性を説く中で、阪神淡路大震災や東日本大震災における女性たちの被災経験を踏まえて、日本社会における災害とジェンダー格差の関係について次のように指摘している。

災害時に表出するのは、日常に潜むさまざまな不均衡な関係である。避難所運営の性別分業、ケア労働の偏在、女性の家庭責任の強調、DV 被害、世帯主（=男性）規範がもたらす支援体制の偏り、非正規職（女性が多い）の解雇、防災会議・復興の政策決定の場における女性の不在など、社会・経済・政治システムを貫くジェンダー秩序と暗黙の男性中心主義が顕在化する（天童 2021:14）。

本稿では災害を深刻化させる社会的脆弱性として、日本社会におけるジェンダー格差を取り上げることで、女性たちの原発事故被害の経験と支援ニーズが不可視化されてきた結果、被害の実態把握が困難となっている問題状況を明らかにする。

## （2）二次被害の増幅と自己責任化された事故後の対応：福島県住民の事例

東電福島原発事故では、地震と津波によって原子炉が冷却できなくなった結果、1、2、3 号機においてメルトダウンが発生し、さらに 1、2、4 号機における水素爆発によって大量の放射性物質が放出され、広域を汚染するという深刻な被害が発生した。原発事故被害の特徴は、こうした放射能汚染という一次被害だけでなく、事故後の対策がもたらした問題によって二次被害が増幅していく点にある。この二次被害をもたらした事故対策の代表的な例が、汚染地域と政府が指定した避難指示区域の間の不一致であることは、「はじめに」において述べた通りである。この不一致によって、一部の支援対象地域とその住民には支援が行われた一方で、その他の汚染地域に暮らす住民の被害は認定されず、過小評価・不可視化された結果、多くの人々は放射線による健康や環境への影響に不安を抱えたまま生活を続けることを余儀なくされ、地域間の支援格差は被害者間の分断と対立をもたらすことになった。福島県内外で合計 1 万 2 千人を超える原告によって、原発事故被害の認定と損害賠償を求める約 30 件もの集団訴訟が続けられていることは、被害が過小評価され、不可視化してきたことの証左である（除本 2020:37）。

こうして被害が適切に認定されなかった地域に暮らす人々は、「自己責任」で被害対策を行うことになったが、原発事故後の日常生活においてその矢面に立たされたのは、家事労働・ケア労働の主要な責任を担う女性たちであった。原発事故後の被ばく防護の取組みにおいて、母親たちの役割が注目されがちであったことについて、子どもたちに線量の低い場所で過ごす機会を提供する保養活動に取り組んできた疋田香澄は、「母性」という切り口よりも、「『目の前に子どもがいて、ケアの責任が自分にあるかどうか』が人々の行動を分けた、と考えるほうが適切ではないだろうか」とその著書において考察している（疋田 2018:50）。性別役割分業がいまだに根強く残っている日本社会においては、「子どもを被ばくから守る」責任の多くが母親としての女性たちの肩にのしかかることになった。政府による避難指示は出ていないものの、汚染を受けた地域に暮らす福島県内外の住民たちは、避難をするのかまたは留まるのか、留まる場合には汚染された生活環境のなかで、どのように自分と家族を防護するのかについて、自らの判断で「選択する」ことを余儀なくされたのである。特に家族の食生活、健康、生活環境の維持に主要な責任を負うことの多い女性たちにとって、普段から担っている以上の家事労働・ケア労働が追加されていったことを示すデータとして、福島県の住民に関する以下の2点の先行研究を紹介する。

第一に、福島県から新潟県に避難した住民のうち、原発避難者新潟訴訟の原告となつた237世帯の陳述書をもとに、避難生活に関する量的な考察を行つた高橋・小池論文（2018）である。福島県外への広域避難者による損害賠償訴訟のなかで、最大規模となるこの新潟訴訟の原告の内訳は、避難区域内から避難した59世帯、区域外避難178世帯となっている。高橋・小池論文（2018）には、避難者が原発事故後の福島在住中の日常生活において抱えていた不安の詳細を示すデータが掲載されている。次頁図2ではこのデータのうち、避難指示区域外、区域内の順番で回答の割合を示しているが、最後の3つの項目以外はすべての項目において、区域外避難者の不安の割合が高くなっている。これは、区域内避難者の多くが事故当初の比較的早い時期に避難を開始したのに対して、区域外避難者の多くは事故後も福島県内に在住し、防護対策を自己責任で行わなければならなかつたことに由来している。

区域外避難者の回答で最も高い割合を示しているのが「地元産の食材や水道水を使う不安」の60.2%、次いで「子どもを被ばくさせてしまったことへの後悔」57.4%が続いているが、これらはいずれも区域内避難者による回答の割合と比較すると顕著に高くなっている。その他、子どもの外遊びを制限することの葛藤、窓を開けて洗濯物や布団を干せないストレスについても回答率は3割から4割を超えており、「避難できていな

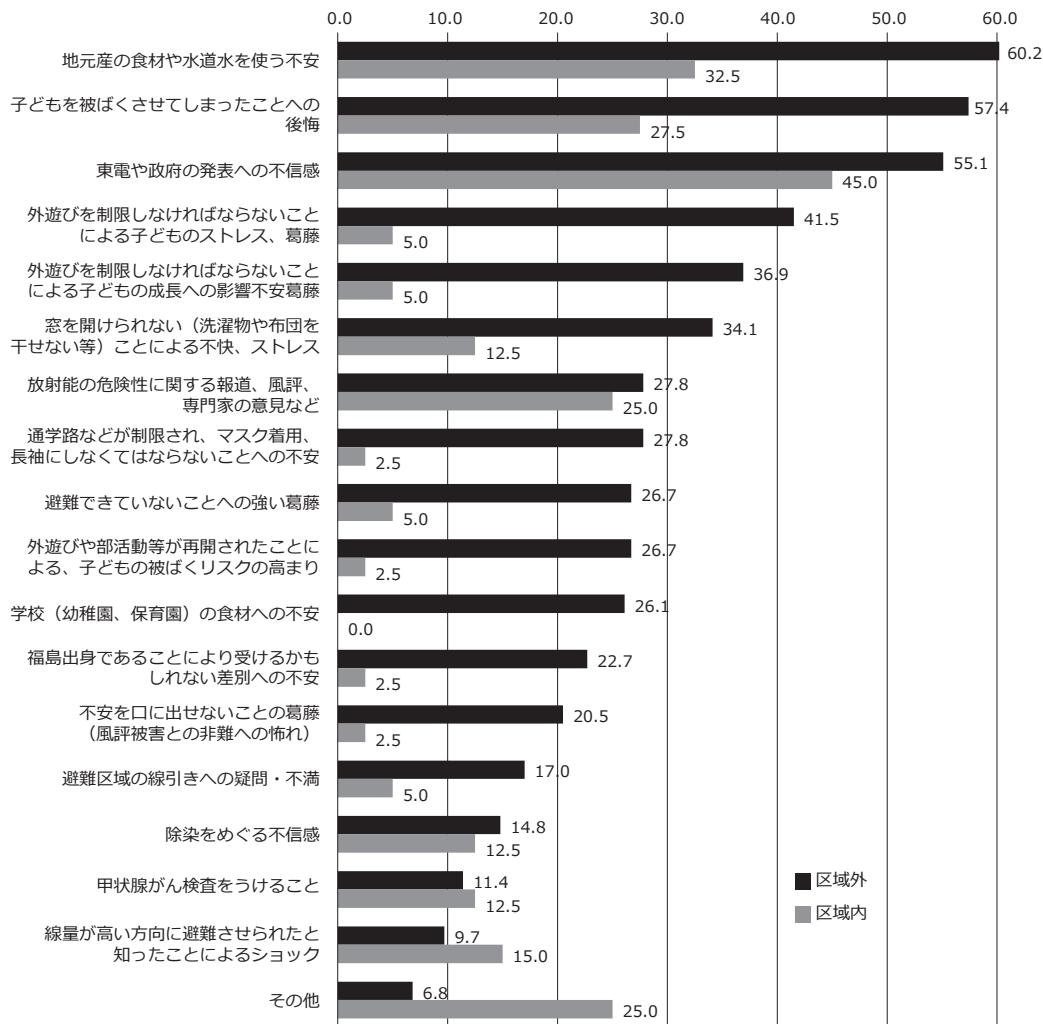


図2 福島在住中の日常生活での不安についての回答の割合(%)  
(複数回答)(区域外 N=176、区域内 N=40)

出典：高橋・小池（2018）61頁、図24を加工して筆者作成。

いことの葛藤」が26.7%、「不安を口に出せないことの葛藤（風評被害との非難への怖れ）」も20.5%にのぼり、いずれも区域内避難者よりも大幅に高くなっている。

次頁図3は、福島県から新潟県への長期的な本避難<sup>(7)</sup>のきっかけの内訳を示している。区域外避難者による回答で最も高い割合を示したのが「将来の健康影響に不安を感じた」の83.7%であり、区域内避難者と比較すると倍の値となっている。次いで「政府の発表や情報発信に不信をもった」が48.3%、「避難指示はないが色々と自分で調べた」が39.3%、「長袖やマスクの着用、校庭での遊び制限等、子どもの成長に悪影響と

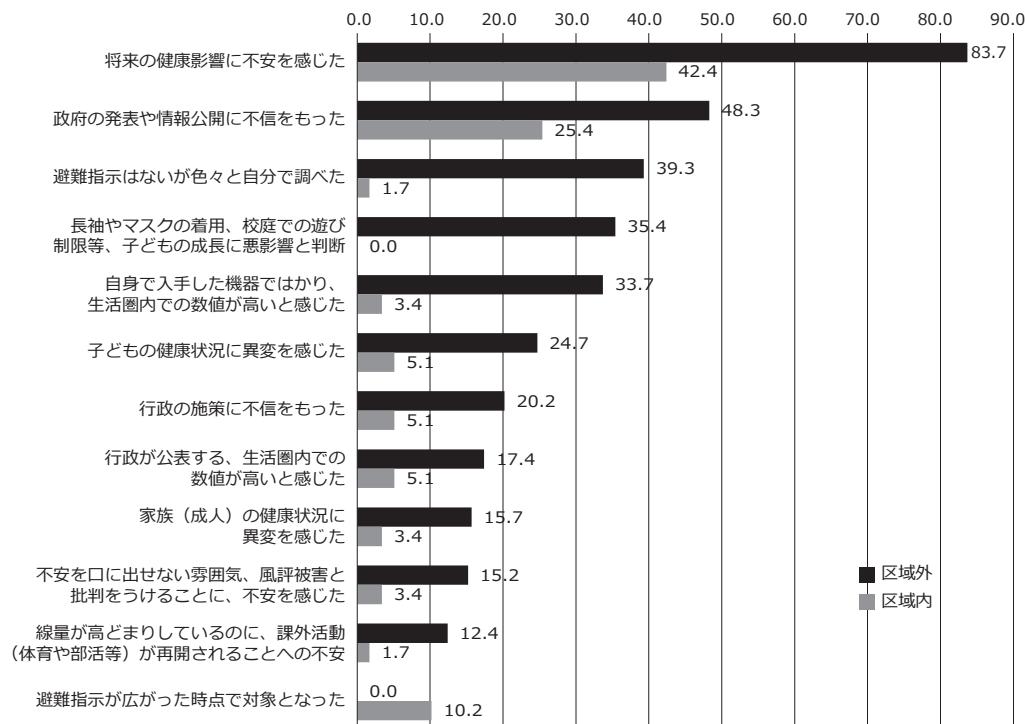


図3 本避難のきっかけについての回答の割合 (%)

(複数回答) (区域外 N=178、区域内 N=59)

出典：高橋・小池（2018）62頁、図25を加工して筆者作成。

判断」が 35.4%、「自分で入手した機器ではかり、生活圏内での数値が高いと感じた」が 33.7% と続いている。また「子どもの健康状況に異変を感じた」は 24.7% と 4 世帯に 1 世帯の割合にのぼり、「家族（成人）の健康状況に異変を感じた」も 15.7% と、具体的な健康上の異変を経験していた回答者も少なくない。これらの回答から、多くの住民は避難指示が出ないものの、自ら線量を測るなど情報を集め、また体調の異変を経験した結果、本避難に至る決断をしていた様子が見て取れる。

これらのデータのもとになった陳述書の作成者の性別をみると、避難指示区域外からの避難者世帯においては女性が 73.0%、男性が 27.0% であるのに対して、区域内避難者世帯の女性 40.7%、男性 59.3% と比較すると、男女比は逆転している。著者等はその理由として、「区域内外で陳述書作成に差異がみられたのは、区域外避難に母子避難、夫婦分離が多いという事実と整合している（高橋・小池 2018:53）」ことを指摘している。

第二点目の先行研究としては、避難指示区域外の福島県中通りにある 9 市町の住民で、2011 年当時 3 歳児をもっていた母親を対象とした調査を、2021 年まで毎年続けてきた

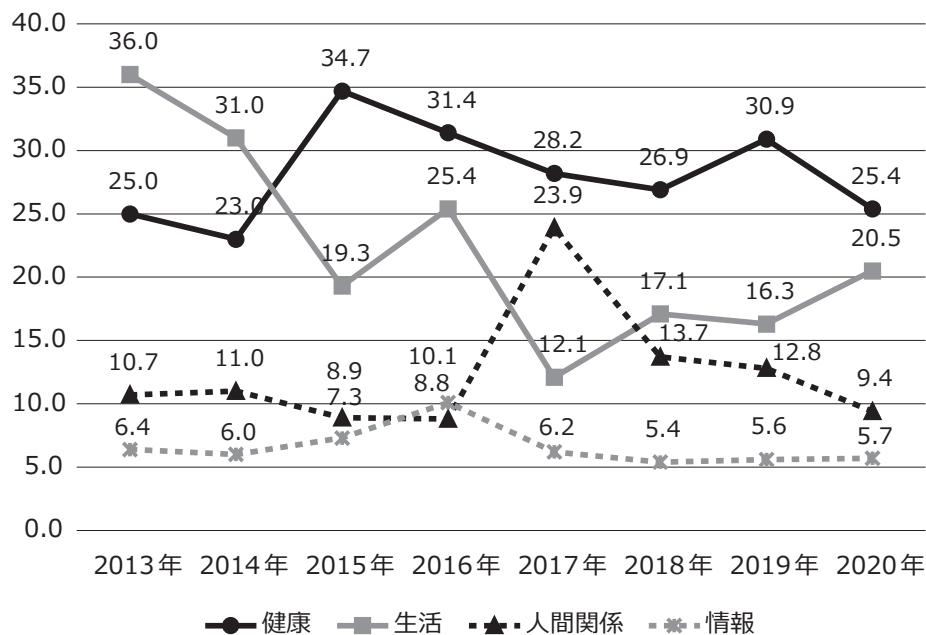


図4 自由回答における原発不安のカテゴリー別の割合(%)

出典：成・牛島（2020）91頁、図3を参考にして筆者作成。

「福島子ども健康プロジェクト」<sup>(8)</sup>がある。福島県内で暮らし続けている子育て中の住民を対象に、長期にわたって続けられている同調査は、他に類のない貴重な資料である。

同プロジェクトの代表を務める成元哲と共同研究者である牛島佳代による2020年の論文「持続的なトラウマ 原発不安の変化と特質に関する研究」では、2013年の第1回調査から2020年の第8回調査の自由回答のなかで、「不安」、「心配」という心境を表す言葉を記入している回答を、その内容によって、「健康」、「生活」、「人間関係」、「情報」にカテゴリー化し、分類した結果を図4の通り示している。

「健康」をめぐる不安は、自由回答全体のなかで一貫して2割から3割を占めており、2015年（第3回調査）以降は最も高い割合になっている。その内訳として多い順に、子どもの「将来の健康不安」、「現在の健康不安」、「体力低下による健康不安」、「出産」の順になっている。2013年（第1回調査）と2014年（第2回調査）を比べると、2015年（第3回調査）以降の時期は、福島県民健康調査の甲状腺検査によって多数の甲状腺ガンの発生が報道された結果、「将来の健康不安」がさらに増加していると著者等は分析している（成・牛島2020:91）。

また「生活」に関する不安で多い項目は、「外遊び」、「食べ物」、「住むこと（避難）」、「除染」であるという。2013年（第1回調査）と2014年（第2回調査）では、放射能東電福島原発事故に直面した女性たち

への不安から「外遊び」を制限しているという声が多かったが、「外遊び」、「食べ物」、「住むこと（避難）」に関する不安は年々減少傾向にあることが見て取れよう。「人間関係」の内訳は、「いじめ・差別」と「周囲との認識のずれ」である。「いじめ・差別」の割合は、やや横ばいであったものが、2017年（第5回調査）で急増しているが、これはこの時期にみられた原発いじめに関する報道が関係しているという。「情報」に関しては、政府や東京電力などが「情報を隠しているのではないか」、「どの情報を信じたらよいかわからない、情報が信じられない」という不安が多い。同時に「原発事故が忘れられているのが不安」、「風化することが不安」という声は年々増加傾向にあるという（成・牛島 2020:92, 93）。

以上のように、原発事故後に福島県内に留まった女性たちも、子どもたちの健康、外遊びや食べ物、住み続けるか避難をするかなどをめぐって不安を抱えてきた。またいじめや差別などの二次被害に加えて、自己責任化された放射線防護を続けるうえで、どの情報を信じればよいかわからない不安、そして事故が風化していくことへの不安も一部の回答者にみられた。これら2点の先行研究のデータを踏まえると、避難をした住民、とどまつた住民のいずれも、公的支援が十分に提供されないなかで、原発事故後の生活に不安を抱えてきたことが分かる。汚染のある地域に住み続けるのか、どの食材や飲料水を利用すればよいのか、子どもたちに健康上の異変はないのか、いじめや差別の対象とならないかについて、多くの女性たちは不安を抱えながら原発事故後の社会を生きざるを得ない状況におかれたのである。

### （3）福島県外の低認知被災地における被害：栃木県におけるアンケート調査から

自己責任化された放射線防護のために女性たちの負担や不安が増したという現象が、福島近隣の汚染地域においてもみられたことは、あまり知られていない。原発事故被害を受けた近隣地域は、政府による十分な対策や支援が無い「低認知被災地」として、その被害は認知されず、また住民にとっても話題にしにくいタブーとなってその被害は不可視化されてきた（原口 2013:9, 10）。

これらの福島県外の汚染地域に居住していた住民のデータとしては、筆者が栃木県北の汚染状況重点調査地域に暮らす乳幼児の保護者を対象として2013年に実施したアンケート調査がある<sup>(9)</sup>。栃木県那須塩原市と那須町にあるすべての公立保育園・幼稚園（22園）と、一部の私立幼稚園（16園）の協力を得て実施したこの調査の回答者の属性をみると、性別は女性が90.5%、男性が9.1%、無回答が0.4%となっており、年齢は多い順に30代が63.4%、20代が18.4%、40代が17.0%と合計で98.8%を占めてい

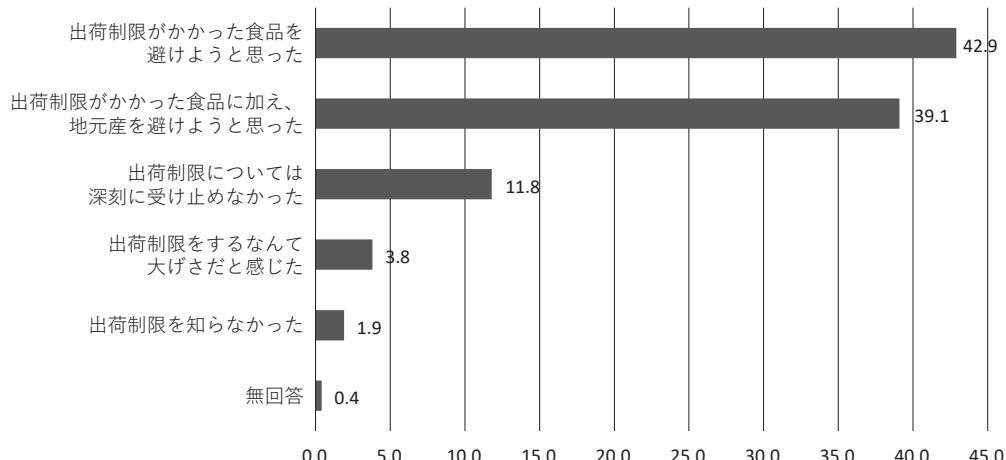


図 5 設問「栃木県で事故後に野菜の出荷制限がかかったことに対し、2011年3月時点でのどのように感じましたか」への回答の割合(%)  
(複数選択) (N=2,202)

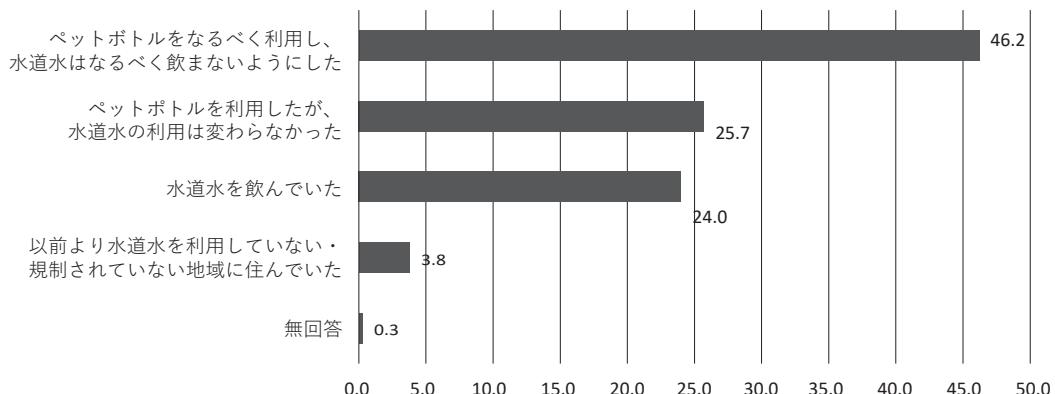
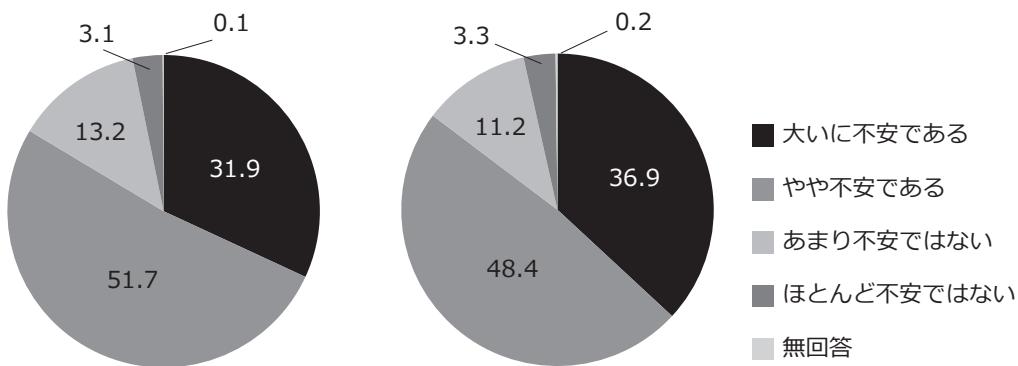


図 6 設問「事故後の飲料水は、どのように確保していましたか」への回答の割合(%)  
(複数選択) (N = 2,202)

ことから、回答者の9割近くが子どもの母親であるとみられる。

図5と図6は、原発事故直後の食品と飲料水に関してたずねた設問への回答の割合を示している。福島県の南隣に位置する栃木県においても、原発事故直後に農作物や飲料水から暫定基準値を超える放射性セシウムや放射性ヨウ素が検出され、出荷制限がかけられる事態となった(清水 2023:15-17, 23, 24)。以下のアンケート結果から、福島近隣県の汚染地域においても、4割以上の回答者が野菜や水道水の摂取を控える選択をしていたことが分かる。

以上は事故直後の行動に関する設問であったが、その後の設問では、このアンケートを実施した2013年、すなわち東電福島原発事故の発生から2年が経過していた時点東電福島原発事故に直面した女性たち



(左) 図 7 設問「外部被ばくが子どもの健康に及ぼす影響について、現在不安を感じていますか」への回答の割合 (%) (N=2,202)

(右) 図 8 設問「内部被ばくが子どもの健康に及ぼす影響について、現在不安を感じていますか」への回答の割合 (%) (N = 2,202)

においても、多くの回答者が被ばくによる健康影響を懸念していたことも明らかになった。図7と8に示したように、体の外から放射線を受ける「外部被ばく」、大気や食品等に含まれる放射性物質を体内に取り込むことで発生する「内部被ばく」が子どもの健康に及ぼす影響について、「現在不安を感じていますか」と尋ねる設問に対して、いずれも8割を超える回答者が「大きいに不安である」または「やや不安である」と答えていたのである。

回答者の多数を占める女性たちが抱く健康影響への不安に関連する項目としては、次頁図9に示したように「原発事故や放射性物質に関する知識や情報が事故当時にあつたら、事故当時の行動は変わっていたと思いますか」という設問がある。回答者の21.5%が「変わっていた」、41.6%が「たぶん変わっていた」と答えており、合計すると6割以上が、事故直後の最も放射線量が高い時期に、栃木県まで汚染が広がっていると知らないまま過ごしていたこと示している。

さらに原発事故対策をめぐるジェンダー格差に関わる項目としては、次頁図10に示したように「放射性物質の対応をめぐって女性・母親の声が十分に反映されていない」という設問に対して、「そう思う」が25.7%、「どちらかといえばそう思う」35.6%となった。合計して6割以上の回答者が、事故後の対策に女性たちの声が反映されていないという問題を、2013年の時点で認識していたのである。

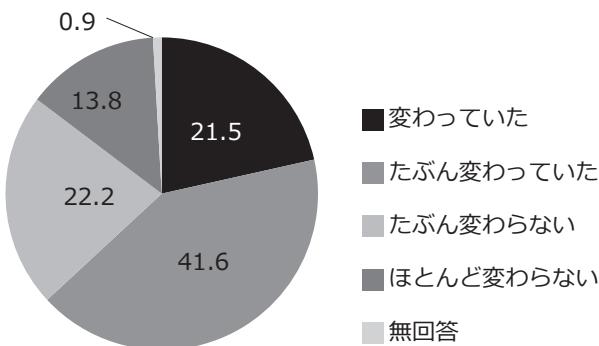


図9 設問「原発事故や放射性物質に関する知識や情報が事故当時にあつたら、事故当時の行動は変わっていたと思いますか」への回答の割合(%) (N=2,202)

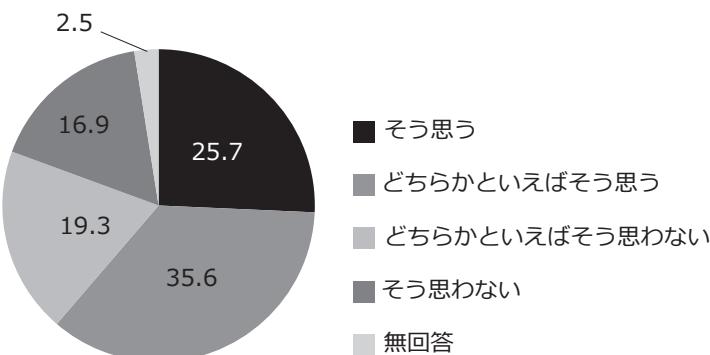


図10 設問「放射性物質の対応をめぐって女性・母親の声が十分に反映されていない」への回答の割合(%) (N=2,202)

## 2 ジェンダー格差がもたらす被害の過小評価・不可視化

### (1) 抑圧される女性たちの被害

第1節において確認したように、福島県内外を問わず、原発事故被害への対策を自己責任で担うことを求められた女性たちは、事故後の防護を行うために、通常時以上の家事労働、ケア労働を担うことになった。こうして、原発事故後の被ばくによる健康不安を抱えていたがゆえに事故後の対策の担い手となった女性たちに対しては、「科学が理解できない女のヒステリー」「放射脳ママ」といった性差別を伴う非難の言葉が浴びせられてきた。

保養活動をはじめとした支援活動を続けてきた疋田は、事故後に「できるだけリスクを減らしたいと動く人=感情的」とされたのに対して、「リスクを受け入れる人=理性的」という二元論が形成され、この二項対立が女性と男性の間の軋轢や抑圧として機能してきた事例を、女性たちの経験として報告している。7年間にわたる支援活動のなかで、疋田電福島原発事故に直面した女性たち

田が対応した相談者の9割以上が女性であり、事故後の追加被ばくに不安をもち相談してくる人のほとんどは母親であったという。夫や義父が放射能の「ホ」の字を聞いただけでストレスを感じるようなので、家の中では一切話せないという事例、夫や義父が「100ミリシーベルトまでは安心だから<sup>(10)</sup>」という理由で自治体による自宅の除染を断つたために、「嫁」自らが除染をしようと疋田に支援を依頼した事例、農村の「嫁」となった外国人女性が妊娠中に原発事故を経験し、夫の実家の反対を振り切って帰国して出産し、その後半年で戻った際に、「山から引いた水を飲みたくない」と言った時から夫の暴力が始まった事例などが、その著書のなかで紹介されている（疋田 2018:142-145、198-202）。

筆者もまた、原発事故後に栃木県北の住民への聞き取り調査や前述したアンケート調査を行うなかで、女性たちの不安が抑圧される場面を実際に見聞きすることになった。その中でも特に印象的であった事例は、第1節(3)で取り上げた栃木県北に暮らす乳幼児保護者を対象にしたアンケート調査の結果報告会での出来事であった。

調査結果を論文等のなかで公表する前に、回答者に結果を報告することを目的として、筆者は2013年11月の日曜日の午前中に、栃木県北地域にある公民館の一室を予約して報告会を開催することにした。アンケートの回答者は2,202人にのぼるため、大人数が収容可能な部屋を予約して準備していたが、当日会場に集まったのは30人程度にすぎなかった。報告会の終了後、参加者のうち2名が筆者に話しかけてきた。いずれも30代前後の女性であったが、そのうちの1人が、「この報告会に出かけることを夫に話すと嫌がるので、ここにいる友人と2人で会うという口実をつくってきました」という趣旨の発言をしたのである。

この一言に、筆者は強い衝撃を受けた。昭和の時代ならいざ知らず、平成20年代を生きる女性たちが原発事故被害と向きあおうとする際に受ける家庭内での抑圧を、筆者は事前に予想することができなかつたためである。本来は参加したかったが来ることのできなかつた回答者は他にもいたのではないか、平日に働いている回答者に配慮して日曜日の開催としたが、平日の方が夫の目を気にせずに参加しやすかったのではないか、そもそもアンケートに回答すること自体が難しい場合があったのではないか、といったさまざまな想いがよぎり、原発事故被害の不可視化とジェンダー格差の関係について、その後研究していくきっかけとなった出来事であった。このアンケートの回答者の約6割が、「放射性物質の対応をめぐって女性・母親の声が十分に反映されていない」という設問に対して、「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と回答していたことは、第1節で示した通りである。

(2) 聞き取り調査において語られたジェンダー格差をめぐる経験：栃木県の事例から  
このように日常生活のなかで抑圧を受ける女性たちの経験は、量的な調査だけでは見  
えてこないと考え、筆者は栃木県北に暮らす女性たちへの聞き取り調査を開始した。事  
故から4年目となる2015年に行った30代の子育て中の女性Aさんへの聞き取り調査  
では、幼稚園や学校に対して原発事故被害の対策を求めた際の、ジェンダー格差をめぐ  
る以下のような経験を聞くことになった。

私が女性であったからこそ、男性と同じことを訴えてもきちんと対応してもらえない  
かったという経験がありました。たとえば幼稚園や学校に対して、芋ほり遠足は問  
題ではないでしょうかとか、その他の対策について意見を伝えて、窓口で話を聞  
くだけであまり丁寧な対応をしてもらえないかったのに、夫を連れて行くと応接室に  
通された時はショックでした。夫は私と同じ要望を伝えているのに、園長先生が出て  
きて「はい、はい」といいながらきちんと受け答えをしているのです。私が言うと、  
同じ内容であっても「結局はヒステリーなママの戯言」のような扱いを受けるのです。  
私はこれまであまりそうやって出て行くということをしなかったので、今回初めてこう  
した待遇の違いを知って驚きました。

子どものことを心配して発言するのは、やはり母親が多いと思うのです。子どもを  
一番良く見ているのも母親のことが多いし、子どもの体調の変化を一番良く知って  
いる母親に対してきちんと対応しないというのは、絶対におかしいと思います。女性  
だからという理由で、露骨に異なる扱いを受けたのは本当にショックでした。ただ  
「守る会」の座談会で、他のお母さんも同じような苦労をしている話を聞いていたの  
で、こうした経験を共有することができました。相手と喧嘩をするのではなくて、子  
どもを守るために結果を出すことを優先しようとか、そういう話をしました。そういう  
面倒なことがない社会のほうが、余程良いとは思いますが。

後半の段落にある「守る会」とは、地域の住民が子どもたちを被ばくからまるために、  
2011年6月に立ち上げた市民団体を指す。Aさんは2011年8月にこの会の存在を知り、  
公民館で開催される同会の座談会に出席するようになって「ようやくこの問題について話  
し合えるようになりました」と言う。

この会の代表となっていたCさんも、那須塩原市で子育て中の40代の女性であり、  
2015年と2016年に筆者による聞き取り調査に協力している。「守る会」を立ち上げた  
東電福島原発事故に直面した女性たち

理由として、原発事故後の4月に説明がないまま小学校が通常通り再開されることに不安を覚えたCさんが、学校や市役所に慎重な対応を求めて奔走していた時期にあった、以下のような経験であったという。

そうした経緯のなかで、学校と教育委員会、そして市役所の学校課の間を往復して掛け合ったのですが、「結局責任者は文部科学省だから」ということになってしまい、「じゃあ文科省まで行かなくてはいけないんですか」といったやり取りになってしましました。学校課からは、「心配しているのはあんただけなんじゃないの」とも言われたのです。その言い方はおかしいと思いました。心配をしているのは私だけのはずはないと思いましたが、私一人で掛け合ってもらちが明かないのです。それで、「いや、私だけではないと思うので、確認してまいります」と言いました。その後で、他の保護者の方でやはり心配をしている人がいないかを探し始めたのです。(中略)

会を結成する前に、「あんただけなんじゃないの」と言われた時には、とても威圧的に言われたので辛かったです。「ヒステリーだ」などと言われたこともあります。他にも心配をしている女性たちが、きつくなられた話を聞いています。放射能問題への対応を求める女性に対しては、態度や言葉がきつくなる傾向があると思います。

さらにCさんは、原発事故に由来する汚染に関する情報が住民に提供されないなかで、「自己責任」を強調する行政の対応に驚いた経験を語っている。

やはり当時の状況については、素早く情報を伝えてもらいたかったです。情報があれば、どうするか自分で決める判断材料が手に入るのです。当時の行政の対応で、「自己責任」という言葉が出てきたことがあり、びっくりしました。情報が出ていないのに、自己責任の取りようがないのに、そういう言葉が使われていたのです。まして原発事故自体は自己責任たりようがありません。「自己責任」だという行政側の方々が、情報を十分に提供していかなかっただけでなく、放射線に関する知識も十分ではない印象を受けました。

こうして自己責任化された被ばく防護に取り組まざるを得なくなった女性たちは、まずは汚染の状況を確かめ、政府や自治体に対策を求めていくために、Cさんと同じようにその後各地で市民団体を立ち上げ、相互に連携していくことになる。

### (3) 女性たちが主導した事故後の対策と行政への働きかけ

原発事故後の政府や東電による対策が限定されていたなかで、放射線防護のための対策に乗り出した市民たちが共通項として掲げたのが、大人よりも放射線による影響に脆弱な「子どもを守る」という目標であった。その結果、ケア労働を主に担っている女性たちが中心となって活動する団体が多く誕生することになったのである。Cさんが近隣の保護者等と「守る会」を立ち上げたように、被ばく防護のための活動に取り組む市民団体が各地に続々と発足し、2011年8月にはこれらの団体をつなぐネットワーク組織として「放射能から子どもたちを守る全国ネットワーク」が設立された。2011年7月のキックオフミーティングの際には、1週間の呼びかけで登録団体は100余りにのぼり、活動報告書に掲載されている各地のミーティングの写真を見ると、その参加者は圧倒的に女性が多い<sup>(11)</sup>。2014年にはNPO法人「子ども全国ネット」となり、同年の登録団体は330団体へと増加していたが<sup>(12)</sup>、代表理事を含む8名の理事のうち7名は女性である。こうして各地に立ち上げられた団体は、給食の食材問題、自治体交渉、放射線量の計測、食品測定、長期的な避難、短期の保養、話し合いのための茶話会活動などについて情報を共有しながら活動を展開していくが、その多くの場面で活動を主導し、支えていたのは女性たちであった<sup>(13)</sup>。

那須塩原市の事例をみると、Cさんは前述した経緯から他の保護者に声をかけて共に活動するメンバーを増やし、自ら代表を引き受けて2011年6月に会を立ち上げる。2011年8月には、「守る会」が約9,000人の署名を集め、市と市議会に対して教育機関の除染のための表土除去、市内の汚染マップの作成を求める陳情書を提出し、当時の市長は放射能対策本部の設置と、市独自の線量基準の制定を約束している。その後も座談会や勉強会を開催しつつ、栃木県や環境省に対して、健康調査や除染を要望する活動を続け、市民が要請した食品測定事業が市によって開始されると、計測ボランティアとして協力し、計測結果を市のホームページで公開することを求めて実現するなど、活動は一定の成果をあげていた。Cさんに対して当初は抑圧的な対応をしていた行政の関係者も、会の発足後は対応が変化していったという。

会を結成した後は、学校ではなく、市役所と市の教育委員会を宛先にして要望を伝えるようにしました。結成後は、市役所での対応も変わっていきました。結成してしばらくしてからですが、「会を作ってもらって良かった」と言ってくれた人が市役所にいたのです。自分たちがなんとかしたいと思ったとしても、市民の要望がない限り動けないから、そうやってきちんと要望してくれれば、その要望についての対応

ができるのだという話をしていました<sup>(14)</sup>。

こうした政府や自治体への働きかけを福島県内外の団体が続けていった成果として、2012年に議員立法で成立したのが「原発事故子ども・被災者支援法」<sup>(15)</sup>であった。前述した「放射能から子どもたちを守る全国ネットワーク」が支援法市民会議の運営団体となり、広報活動や政党アンケートの実施、院内集会の開催などを通して、避難指示区域外の被災地への支援の実現に向けて精力的に活動を続けた<sup>(16)</sup>。全国に広がる同ネットワークの全国の登録団体も、地域の自治体や議会に同法の支援対象地域となることを要請するように働きかけた。しかしながら、こうした一連の取組みによって2012年に全会一致で成立したこの法律の支援対象地域は、その後決定された基本方針によって福島県内の33市町村に限定されることになり、低認知被災地への支援は実現せずに多くの関係者を落胆させることになった。

#### (4) 県境を越えた市民活動の連携

特に福島周辺の汚染地域の住民を不安にさせていたのが、福島県では実施されている健康調査が他の汚染地域では実施されていない問題であった。福島県では、政府と東京電力による拠出金によって創設された「福島県民健康管理基金」<sup>(17)</sup>のもとでの委託事業として、「原発事故に係る県民の不安の解消、長期にわたる県民の健康管理による安全・安心の確保」<sup>(18)</sup>を目的に、全県民を対象とした「県民健康調査」が2011年の8月以降実施してきた。この基金の事業期間は2040年までの30年間とされており、事故当時福島県に居住していた18歳以下の住民を対象とした甲状腺エコー検査をはじめ、複数の調査、検診が行われている。その一方で、住民からの要望があるにも拘わらず、福島近隣地域では全県規模の公的な健康調査は実施されておらず、一部の基礎自治体での自主的な検査や、検査を受ける住民を対象とした検査費用の助成事業が行われているに過ぎない。

こうした問題状況を受けて発足した市民団体が、「関東子ども健康調査支援基金」である。この民間基金は、放射能汚染を受けた関東圏に暮らす子どもたちを対象として甲状腺検査を実現するために、市民有志が中心となり、茨城県守谷市所在の常総生活協同組合（常総生協）と協力しつつ、2013年9月に設立された。現在までに茨城県、神奈川県、埼玉県、東京都、千葉県、栃木県での甲状腺検査を実施している。基金が設立された2013年9月は、「原発事故子ども・被災者支援法」の基本方針案が一年以上策定されないまま放置されていたため、関東地方の子どもたちが検診を受ける目途が

立たない状況が続いていた。さらに2013年7月には、国費で実施されている福島県での甲状腺検査結果として、甲状腺がん（悪性及び悪性疑い）が44例報告されていた<sup>(19)</sup>。こうした事態を受けて、一刻も早く関東地方の子どもたちに対する甲状腺検査を実施するためには基金は設立されたのである。

基金を立ち上げる中心となったのは、茨城県と千葉県でそれぞれの仲間たちと活動していた5名の女性たちであり、その後基金の共同代表に就任している。共同代表の1人である木本さゆりは、千葉県松戸市で2人の子育て中に被災を経験した。原発事故後に地元の浄水場から基準値を超える放射性ヨウ素が検出され、乳児に対する摂取制限が開始されたことを受けて、水を買うために必死で店を渡り歩いた際に目撃したのは、自分と同じように子どもを守ろうと、目を血眼にして列をなす他の母親の姿であったという（大谷・白石・吉田2017:38-42）。その後、2012年1月から常総生協が実施した、千葉県及び茨城県での放射性セシウムの土壤沈着量調査に参加したところ、自宅の庭の土壤から、立ち入りが制限され、飲食、宿泊ができない放射線管理区域に匹敵する1平方メートルあたり4万ベクレルの倍以上のセシウムが検出された。国費による関東地方での健康調査実現の見通しがたたないなか、木本は「そんな国の姿勢を目の当たりにして、このままでは、子どもたちを守れないばかりか、関東の放射能汚染がなかったことにされてしまうのではと思いました。だから、外からの動きを待つだけでなく、自分たちも主体的に動くことにした<sup>(20)</sup>」と言う。

こうして立ち上げられた関東子ども健康調査支援基金を軸にして、関東・東北各地の市民団体による連携が開始され、子どもたちの検診が一部地域において実現していくことになる。同基金での検査の運営・実施方法については、福島県いわき市での民間甲状腺検査を実施している認定NPO法人いわき放射能市民測定室「たらちね」からの情報提供を受けつつ、受診者やその保護者に必要な情報が届く体制が構築してきた。この「たらちね」もまた、母親である女性たちが中心となり、「家族と子どもの命を守るために、安全な食材を求めて生きるための放射能測定」<sup>(21)</sup>のために2011年11月に立ち上げ、その後甲状腺検査も行うようになった市民団体である。さらに栃木県那須塩原市で「守る会」の活動を続けていたCさんは、環境省や栃木県に対して検診実施の要望を出していたが、実現のめどが立たないなかで、「関東子ども健康調査支援基金」に栃木県での検診を依頼し、那須塩原市での検診受け入れ団体となることで、「守る会の」メンバーと共に検診の広報、事前申し込み受付、当日の運営などを担ってきた。筆者は、基金による那須塩原市での2014年の第1回検診以降、毎年検診会場で受検者の保護者を対象にしたアンケート調査を実施してきたが、2022年まで一貫して9割以上の受検東電福島原発事故に直面した女性たち

者が「政府や自治体が責任をもって検診を行うこと」を希望すると回答している（清水 2017: 42-48）。

このように、住民の支援ニーズに応えるために、地域を超えて連携しつつ展開される同基金による検診活動は、原発事故後に自己責任化された保護活動を女性たちが主導し、支え続けてきた数多くの活動の一例に過ぎない。しかしながら、多くの女性たちによる事故後の活動の蓄積は、現在に至るまで正当な評価を得ておらず、その後の公的な事故対策や復興政策に十分反映されてこなかった。この問題を考えるうえで重要なのが、政策の意思決定過程におけるジェンダー格差の問題である。

### 3 原発事故後の意思決定過程におけるジェンダー格差

#### (1) 住民意向調査の偏り

あらゆる災害リスク管理の政策・計画の決定過程において、ジェンダー視点の必要性が国際的な防災計画や人権規範において確認されていることは、第1節で述べた通りである。2012年に成立した「原発事故子ども・被災者支援法」もまた、政府が被害者に対する支援策を実施するにあたっては、必要な情報提供を行ったうえで、被災者の意見を施策の具体的な内容に反映し、その意思決定過程を被災者にとって透明性の高いものとする義務があることを明記している（同法第12条、14条）。さらに国連人権理事会においても、2017年の日本の人権状況に関する第3回普遍的・定期的審査（UPR）において、ポルトガル政府から原発事故後の避難者の再定住に関して、意思決定過程への「男性及び女性の双方に対して」「完全かつ平等な参加を確保する」ために、国連において作成された「国内避難民に関する指導原則」を尊重するように勧告が行われ、日本政府は「フォローアップすることに同意」している（原発賠償京都訴訟原告団 2021: 27）。

これらの法的義務や国際人権機関における勧告があるにも拘わらず、被害者の意向を反映するために必要な対応が実施されていない要因の一つとして、「ジェンダー統計の不在」問題がある（浅野・天童 2021: 169、170）。原発事故後の被災者に関する最も大規模な量的調査は、福島県生活環境部避難者支援課が2013年度から2015年度までの毎年度実施した「避難者意向調査」であり、その対象は避難元が避難指示区域内外を問わず、原発事故によって避難をした約6万世帯にのぼる<sup>(22)</sup>。その目的は、「避難者の現在の生活状況や支援ニーズ等を把握し、今後の県の支援施策の充実につなげる」とこととされていたが、調査の回答者は世帯の代表者とされたため、次頁図11に示したように回答者の6割以上が男性となった。その結果、高齢者男性の回答割合いが多い一方で、60代以下の女性と、30代以下の男性の回答が少なくなっている。

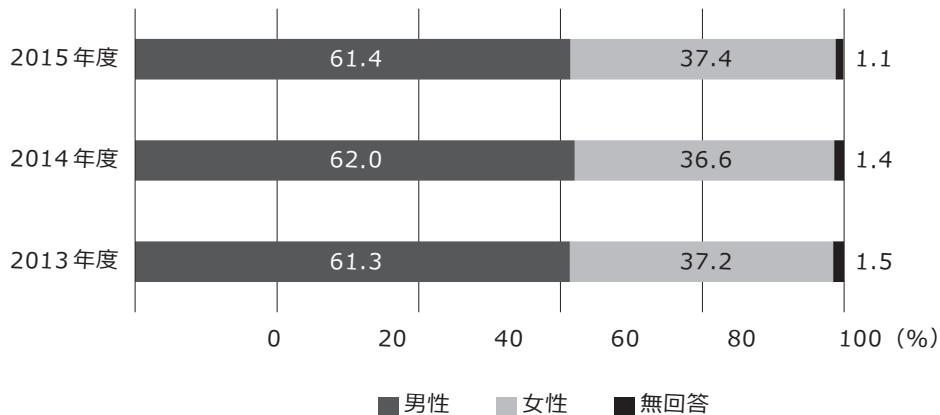


図 11 福島県避難者意向調査の回答者の性別

出典：平成 25 年度～27 年度福島県避難者意向調査全体報告書より筆者作成。

調査実施 市町村	2012 年度調査（全住民対象）			2020 年度調査（世帯主対象）		
	男性の割合	女性の割合	無回答	男性の割合	女性の割合	無回答
富岡町	45.0%	48.0%	7.0%	66.8%	31.7%	1.5%
浪江町	46.1%	49.4%	4.5%	70.9%	27.1%	2.0%
大熊町	—	—	—	65.6%	30.8%	3.6%
川俣町	—	—	—	74.9%	23.7%	1.4%
平均	45.6%	48.7%	5.8%	69.6%	28.3%	2.1%

表 1 原子力被災自治体における住民意向調査の回答者の性別

出典：復興庁・福島県・実施自治体作成の調査報告書より。

調査項目は心身の健康や就労状況、今後の生活や帰還の意向、帰還するしないを選択する理由、必要な支援内容などを詳細に聞いているが、調査結果の性別ごとの回答割合は全体報告書に記載されていないため、性別による回答の傾向を分析することができない。さらに 2016 年度末での区域外避難者への住宅支援政策の打ち切りを受けて、2016 年度以降は避難指示区域内外を問わず全国で避難を続けている避難者の支援ニーズのための意向調査は実施されていないことも、問題となってきた。

さらに 2012 年度以降、復興庁、福島県と避難指示が出た被災自治体が毎年実施している「住民意向調査」では、2012 年度の一部の市町村を除いて、調査対象は「世帯主」とされたことで、上記の「避難者意向調査」と同じく回答者の性別が男性に偏る傾向が続いてきた。表 1 は 2020 年度まで調査を継続している 5 町のうち<sup>(23)</sup>、回答者の性別を明らかにしている 4 町の 2020 年調査と、2012 年度に全住民を対象に実施していた

2町の調査の回答者の割合を示している。大熊町は2012年度から世帯主のみを対象としており、川俣町は2012年度には調査自体を実施していなかったことから、比較可能な富岡町、浪江町の結果を見ると、全住民を対象としている調査では男女比が拮抗しているのに対して、世帯主調査となると平均して男性の回答者が約7割を占めている。なお、2012年度に全住民を対象としていた市町村も2013年度以降は世帯主のみが回答することになり、多様な属性、年齢の声を行政が把握することができなくなっている。しかしこれらの調査結果が「避難者の声」として報道され、政策立案の根拠とされてきて久しい。世帯主義に依拠した調査方法は、女性たちをはじめとする多様な当事者の現状認識や支援ニーズを不可視化してきたと言えるだろう。

## (2) 女性たちの政治参加の困難：市議会議員への聞き取り調査から

第2節でみたように、原発事故後の対策を求めて女性たちは地域の自治体への働きかけを続けてきた。日本の地方政治において女性の政治参加率が非常に低いことは、内閣府男女共同参画局が毎年更新している「女性の政治参加マップ」を見れば明らかである<sup>(24)</sup>。最新の2022年度版によれば、行政の首長職では、47ある都道府県知事職のうち女性は2名、20ある政令指定都市市長も1名、1,721ある市町村長もわずか79名であり、女性の市町村長がいない都道府県は21にものぼる。福島県もその中に含まれており、59職ある市町村長は2023年1月時点で全員男性である<sup>(25)</sup>。立法の分野でも、国・地方政界を問わず一貫して低く、国会議員の女性比率は衆議院で9.9%、参議院で25.8%、都道府県議会の比率は全国平均で11.8%であり、20%を越えるのは東京都(31.7%)と京都府(22.0%)に過ぎず、福島県は全国平均を下回る8.8%(57人中5人)である。市町村議会でも、女性比率が20%以上となるのは4都府県のみで、15%未満が47都道府県のうち34道県にのぼる。日本の有権者の51.7%が女性であることを踏まえるならば、その代表性が著しく損なわれた状態が長年続いてきた。

筆者は原発事故後に福島県内に留まり、放射線防護のための活動に取り組んできた女性のなかで、原発事故後に地元の市議会議員となった2名の女性に聞き取り調査を実施した。2022年8月には同年4月に伊達市議会議員として初当選した島明美議員に、10月には2019年に福島市議会議員に初当選した佐原真紀議員に、Zoomミーティングでの半構造化した聞き取り調査を行った。

島は福島県会津地域の出身で、短期大学を卒業後に就職、結婚したのちに、自然のなかで子どもを育てるために伊達市に引っ越し、働きながら子育てを続けていたなかで被災する。まずは確かな情報を得ようと、震災後の伊達市の現状がわかる資料の情報

開示請求を100回以上行い、約3万枚の資料を入手する過程で、伊達市の個人被ばく線量計データ利用をした専門家らの論文に不正と倫理違反があったことを明らかにし(黒川・島2021)、2019年にはその活動が評価されて「日隅一雄・情報流通促進賞奨励賞」を受賞している。

佐原は福島市出身で、高校卒業後に東京で就職、結婚したのち、出産を機に福島に帰省してから原発事故に遭遇する。「市民放射能測定所(のちのNPO法人ふくしま30プロジェクト)」の立ち上げスタッフとして参加し、その後理事長に就任して地域の空間線量や食品の測定作業や勉強会に携わってきた。

いずれの議員も、様々な事情があって汚染を受けた地域に留まりながら、増加する家事労働、ケア労働に翻弄されるなかで、事故被害に関する確かな情報を求めて活動を始めた点で共通している。また、家族間で被ばく防護に関する認識がある程度一致しており、選挙に出馬する際にも同居している家族が理解を示していたことも共通している。

島は議員になろうと思った動機について、個人被ばく線量の不正使用問題を追及するなかで市議会議員と協力する過程での気付きを、次のように話している。

いくら重要な問題でも、市民だけでは残念ながら、問題の解決にはならず、現状は変わらないことが多いと感じていました。しかし、市民の代表である議員が議会で取り上げることで、市民一人だけの言葉ではなくなり、みんなの問題となります。そして問題解決に向けて議会で討議され決定していくプロセスによって、公のものになり、ものごとを変えていく力を持つことを、問題を追求してきたなかで気づきました。

それまでは、当てにしていなかった議会は、市民が思っている以上に、社会に影響力を持ち、現状を変えることができるところだと改めて知ることができました。だからこそ、この場所に入ることで何かを変えることができるのではないだろうかという思いで、市議会議員選挙に出ることにしました。

そして自分の子どもをはじめとする若者世代のために、原発事故被害の問題に取り組む重要性を、栃木県との関係性にも言及しながら次のように語っている。

原発事故を経験し被ばくもしてしまった子どもたちは、毎日、非日常の生活を強いられていましたが、いつしかその生活が日常になってしまいました。

私は、子どもたちに、もうこれ以上精神的な負担をかけたくない、と思いました。

そのためには、大人として、当事者の自分は、どのように動けば、今を変えることができるのか。未来に向かっていけるだろうかと思うようになりました。(中略)

私が、今、放射能に汚染された福島県内に住んでいること。そして県外、国外からの情報や交流での気づきも出てきました。そこで知った情報を持っているのに、何もしないという選択は私にはありませんでした。

私が住んでいる福島県伊達市よりも事故を起こした原発から距離的に遠い栃木県は、福島県と比べると放射能汚染が少ないとされていました。放射能汚染は「福島」だけのものとされている雰囲気がありました。しかし、現状は、福島県外にも放射能汚染されている場所があります。このことは放射能汚染地図を見ても確かにありました。しかし、「福島」ではないため、放射能汚染の不安に「助けて」と言えなくなっているのではないだろうか、と思いました。福島県内でも、避難指示区域外での放射能問題は複雑です。まずは、放射能汚染された「福島」の当事者としての役割があると考えています。

しかし、島がその一員となった伊達市議会議員も、実に8割が男性であり、二世議員も少なくない。

議員の8割が男性です。市民の代表の場であるならば、女性も半数はいるほうが自然であると思いますが、これまでの日本の議会は男性中心ですので、二世議員や政党に入っていない女性が議会に入ることは稀のようです。議員の一員となり多様性が必要であることを強く感じました。

農業者、子育て中もしくは経験者、児童、学生、教育者、介護経験者、経営者、会社員など、社会問題と対峙している当事者が議会に入ることで、より市政の精度があがり、市民のための行政になるのではないかでしょうか。

現状では女性議員は非常に少ない。理由について、学歴の格差と、家庭内での性別役割分業の2点の問題を指摘していた。

議員も学歴社会です。選挙では「〇〇大学卒業」という学歴をみて投票をする人も多いようです。社会を良くしたいと、議員、もしくは市長を志す人もいます。有権者の一部は候補者の公約よりも学歴をみて投票している人も一定数いるようです。そのような壁を感じ立候補を断念する人もいることを知りました。

都道府県名	女性の進学率(%)	男性の進学率(%)	男女間の差(ポイント)	都道府県名	女性の進学率(%)	男性の進学率(%)	男女間の差(ポイント)
鹿児島	34	43	9	東京	73	72	-1
福島	36	42	6	京都	65	68	3
大分	36	42	6	兵庫	55	57	2
宮崎	36	41	5	奈良	55	62	7
青森	37	42	5	山梨	53	68	15
岩手	37	39	2	大阪	53	61	8
秋田	37	41	4	広島	53	58	5
山形	37	41	4	神奈川	52	59	7
佐賀	38	42	4	愛知	51	56	5
沖縄	38	39	1				

表2 女性の大学進学率が38%以下の都道府県（2019年度・女性の進学率が低い順）出典：文部科学省資料<sup>(26)</sup>。

表3 女性の大学進学率が50%以上の都道府県（2019年度・女性の進学率が高い順）出典：文部科学省資料・表2と同じ。

兄妹がいた場合、男の子の方をなるべく上の学校に行かせている家庭が多いのも事実です。そうすることで、今の社会では馴染みやすいのではないかということを、これまでの生活から意識的に組み込まれてきたように思います。（中略）

日本における4年制大学への進学率にみられるジェンダー格差は、地域間の差が大きいものの、表2、3に示したように全国的にみられる現象である。福島県は女性の進学率が2019年の時点で36%と全国で2番目に低い水準にあり、男性の42%と6の開きがある。

また、根強い性別役割分業の意識が、女性たちの政治参加を阻んでいる点についても、以下のように指摘している。

主婦の場合、議員になりたいとは思わないと思います。子育ても家のこともやるとなると、やっぱり時間がありません。選挙にはお金もかかります。三世帯同居だったら、舅や姑の理解が得られるか微妙だと思います。「嫁が選挙だなんて」「家の仕事が出来なくなるじゃないか」と言われるかもしれません。私の場合には、子どもたちは市内の中学校は卒業してしまってましたし、もう大学生でした。そのあたりも選挙に出る判断材料になりました。もし子どもたちがまだ市内の学校に在籍していたら、選挙のことでの、子どもが、周りからいろいろと言われると思うと決断できなかつたかもしれません。

一方で佐原は、2011年から参加していた市民測定所の活動の時期から、男性がメンバーの多数を占めるなかで活動してきたという。

福島で参加する方たちというのは、やっぱりパソコンに詳しい方とか、農業の博士号をとっている方とか、物理に詳しい方とか、そういう理系の男性たちがメインになって活動を始めていました。ところが実際に測定所に子どもを連れてくるのは子育てしてお母さんたちだったので、同じような立場の方が受付にいてくれた方が来る方も安心できるし、話しやすいでしょうということで、受付を手伝ってもらえませんかとお声がけいただいて、じゃあお手伝いしますと言って参加しました。

佐原は市民測定所の受付業務を担う中で、多くの女性たちが語る不安について聞くことになった。

受付をする時点で、普段の生活で気をつけてのこととか、どんな不安があるとか、そういう問診票を記入しながらお話しをする時間もあったので、ほんとたくさんの方とお話をしてきたんですけども、話してる中で泣いてしまう方もいらっしゃった。事故を経験した女性たちは、どこにどんな質問をして良いかすらわからないと言うのです。その当時、子どもたちと妊婦さんは無料で優先で測定しますということで測定活動を始めましたが、妊娠中の方は産婦人科で「お子さんの心配は全くありませんよ」と言われて、どんな不安なことをお話ししても、医師たちには全く聞いてもらえなかったということでした。私たちとしても不安を煽ることもしたくなかったので、ほんとにわかっている事と実際測って何を注意していくかで、念のためっていうことでお伝えしましたが、とにかくお話を聞く機会がその当時からたくさんありましたね。

女性たちの不安を聞き取りながら市民活動を続けるなかで、行政に携わる自治体職員のなかにも不安を抱えている人の存在に気づき、市議会のなかで市民のニーズについて発言していく必要性を感じるようになったという。

「子育てしていくいろんな不安はあるけれど、市がなかなか思うようにできなくて、ごめんなさい」って市役所の職員の方に言われたこともあったんですね。市民が大

事な活動をしていたとしても、議会にあがっていかないと伝わらないんだろうとその当時も感じました。市役所の職員さんたちも、本当はやりたいことができないということもあるのだろうと感じたのです。やはり議会で議題にあげることだったり、市としてちゃんとできる部分は褒めながら伸ばしていくことが大事だと思っています。

しかしその福島市議会もまた、35人中女性は6人と少数派である。女性が議員になることの難しさについて、佐原は島と同様に子育てとの両立の難しさを指摘する。

もっと本当は私よりも若い女性も必要だと思うのですが、思っている以上に大変すぎて、これはほんとうに子育てとの両立は難しいなと思いますね。国会議員の方はもうちょっと政策秘書だったり、運転してくれるスタッフなどもいっぱいいるのですが、市議会議員の場合にはお手伝いさんを雇うくらいの収入がある人だったらよいのですけれど、自治体議員の新人として全ての仕事をやっている中で、子育てってほんとに大変だとしみじみ思いました。

以上、両議員の聞き取り調査を踏まえるならば、原発事故後の市民活動を通して蓄積してきた被害の実態や市民の支援ニーズに関する情報と、家庭内や地域社会の現場での対応の経験が、議会での活動を通して政治の場に伝達される機会が開かれたと言えるだろう。いずれの議員も、生活に密接に関わる地方議会の場に市民の声を届けるという、最も身近な場での政治参加の意義を実感していた。その一方で、家事労働・ケア労働を担う女性たちが政治参加することの困難さが、学歴のジェンダー格差の問題とともに指摘されている。さらに両名のように、身近な家族の支援が無い場合には、女性の参加の実現は非常に困難になる。こうして、日本社会における政治・経済・教育など多様な次元におけるジェンダー格差は、女性たちが原発事故後に蓄積してきた経験や教訓を不可視化し、政策に反映させる機会を失わせてきたと言えるのである。

### おわりに

本稿では、原発事故の被害認定が限定されたことから、被ばく防護が自己責任化され、その矢面に立った女性たちは多くの貴重な活動を続けてきたにも拘わらず、その意見が政策に反映される機会が少ないと問題をみてきた。女性たちの家事労働・ケア労働は、共同体や家族の維持のために不可欠でありながら、シャドウワークとして不可視化され、評価されてこなかったように、原発事故後に子どもたちを守る目的で、多くの負担 東電福島原発事故に直面した女性たち

を伴いながら展開された女性たちの活動は正当な評価を受けてこなかった。むしろ、被ばくによる健康への影響を心配することは感情的であると非難され、胸の内の不安を吐露することさえ困難な状況に置かれたまま、原発事故から 12 年の月日が経つ。

日本社会において長年放置されてきた多様な次元におけるジェンダー格差は、女性たちが経験した被害を不可視化することで、原発事故被害の正確な認識の形成を妨げ、必要な支援や対策の欠落の原因となってきた。その一方で、各地で女性たちが主導し、運営してきた市民活動は、被害者と同じ立場に立って人々の不安や支援ニーズに耳を傾け、実際の支援を実現している。さらには政治への参加を通して、対策や支援の制度化や、異なる利害を抱える関係者間の調整に関わる当事者の出現へつながり始めている。女性たちは、世代間正義としての次世代への責任を強く意識し、さらに地域や立場を超えた連携と協働によって多くの支援活動を実現し、自己責任論のもとで孤立しがちであった被害者をつなぎ、支えてきた。これらの教訓を今からでも学び、今後の対策に活かしていくことが、今こそ必要なのである。

### 【謝辞】

本稿は、JSPS 科研費 20K02130 による助成を受けた研究成果の一部です。

### 【脚注】

- (1) 福島県災害対策本部(2012)「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報(第 611 報)」2012 年 5 月 29 日、<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/420047.pdf> (2023 年 1 月 30 日閲覧)。
- (2) 復興庁・内閣府(防災担当)・消防庁(2023)「東日本大震災における震災関連死の死者数(令和 5 年 3 月 31 日現在調査結果)」2023 年 6 月 30 日、[https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat2/sub-cat2-6/20230630\\_kanrenshi.pdf](https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat2/sub-cat2-6/20230630_kanrenshi.pdf) (2023 年 8 月 15 日閲覧)。この資料によれば、「震災関連死の死者」とは、「東日本大震災による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号)に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの(実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く)」と定義されている。
- (3) 環境省告示第 108 号(平成 23 年 12 月 28 日付)。環境省告示第 13 号(平成 24 年 2 月 28 日付)。汚染状況重点調査地域とは、空間線量率が毎時 0.23 ミリシーベルト以上の地域を含む市町村(2011 年 8 月を基準とする)のうち、放射性物質汚染対処特措法とその基本方針に基づき、環境省によって指定されている地域を指す。この指定は自治体からの申請に基づいて行われるため、実際の汚染を受けている自治体が網羅的に含まれているわけではないことに、留意が必要である。環境省「放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染廃棄物対策地域、除染特別地域及び汚染状況重点調査地域の指定について(お知らせ)」(報道発表資料)2011 年 12 月 19 日。<http://www.env.go.jp/press/14598.html> (最終閲覧日: 2023 年 1 月 30 日)。
- (4) 政府統計の総合窓口(e-Stat)「国勢調査 / 都道府県・市区町村別の主な結果 / 都道府県・市区町村別の主な結果(2020 年 10 月調査)」<https://www.e-stat.go.jp/> (2022 年 12 月 30 日閲覧)。

- (5) UN/ISDR, (2005) "Hyogo Framework for Action 2005-2015 : Building the Resilience of Nationsand Communities to Disasters," Extract from the final report of the World Conference on Disaster Reduction (A/CONF. 206/6), para.1, footnote1, [https://www.unisdr.org/files/1037\\_hyogoframeworkforactionenglish.pdf](https://www.unisdr.org/files/1037_hyogoframeworkforactionenglish.pdf) (最終閲覧日:2022年3月1日).
- (6) UN/ISDR, (2015) "Sendai Framework for Disaster Risk Reduction 2015-2030," para.4, footnote4, [https://www.preventionweb.net/files/43291\\_sendaiframeworkfordrren.pdf](https://www.preventionweb.net/files/43291_sendaiframeworkfordrren.pdf) (最終閲覧日:2022年3月1日).
- (7) 高橋・小池(2018)では、区域外避難者の一部が事故直後に短期間避難した場合を「初期避難」、その後長期間にわたる避難をした場合を「本避難」と呼んで区別している。
- (8) 福島子ども健康プロジェクトの調査対象地域は、福島県中通り9市町村（福島市、郡山市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、大玉村、三春町）である。これらの地域は、避難区域外であり、中間指針などで「自主的避難等対象区域」とされる。この地域の放射線量は避難区域より低いが、局所的なホットスポットが存在した。また調査対象者は、福島県中通り9市町村に在住する2008年度出生児（2008年4月2日～2009年4月1日生まれ）6,191名全員とその母親（保護者）である。プロジェクトの研究代表である成元哲は、成元哲編著（2015）『終わらない被災の時間——原発事故が福島県中通りの親子に与える影響』石風社をはじめ、この調査に基づく多くの研究成果を発表してきた。詳細については、同プロジェクトのホームページを参照されたい（<https://fukushima-child-health.jimdofree.com/>）。
- (9) 2013年に、栃木県那須塩原市と那須町にあるすべての公立保育園・幼稚園（22園）と一部の私立幼稚園（16園）の協力を得て、無記名アンケートを実施し、2,202世帯から回答を得た（回収率約68%）。宇都宮大学国際学部附属多文化公共圈センター（CMPS）福島乳幼児・妊娠婦支援プロジェクト（FSP）清水奈名子・勾坂宏枝（2014）「2013年度震災後の栃木県北地域における乳幼児保護者アンケート調査」。
- (10) 「100ミリシーベルト以下は安全」という認識は、東電福島原発事故後に一部の専門家が唱え、政府、福島県の資料にも掲載されてきたが、この数値は原発事故の緊急対応で作業員に許される被曝限度とされる非常に高い値であり、被ばくによる健康影響を過小評価する認識として多くの批判を受けてきた。各国政府に被ばく防護に関する勧告を行う国際放射線防護委員会（ICRP）は、一般公衆の年間追加被ばく線量を1ミリシーベルトとしているが、これは低線量被曝にもリスクがあるという考え方を採用しているためである。今中哲二「年1ミリシーベルト基準の由来と低線量放射線被曝のリスク」『学術の動向』25（3）52頁。
- (11) 放射能から子どもたちを守る全国ネットワーク「2011年度活動報告 -1」<http://kodomozenkoku.com/wp-content/uploads/2013/06/072e7ecc4b6973625cd8c55d49d79437.jpg>（2023年1月30日閲覧）。
- (12) 放射能から子どもたちを守る全国ネットワークホームページ「概要と沿革」<http://kodomozenkoku.com/about/outline/>（2023年1月30日閲覧）。
- (13) 放射能から子どもたちを守る全国ネットワーク「2011年度活動報告 -1」<http://kodomozenkoku.com/wp-content/uploads/2013/06/072e7ecc4b6973625cd8c55d49d79437.jpg>（2023年1月30日閲覧）。
- (14) 2015年、2016年の那須塩原市での聞き取り調査より。
- (15) 「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」（平成24年6月27日法律第48号）。同法はその第1条において、「放射性物質が広く拡散していること」、また「放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていないこと」を認めたうえで、被災者が「健康上の不安を

抱え、生活上の負担を強いられており、その支援の必要性が生じていること」、そして「当該支援に  
関し特に子どもへの配慮が求められている」ことから、こうした被災者への生活支援を実現すること  
で、「被災者の不安の解消および安定した生活の実現に寄与する」ことを目的としている。しかし  
その後策定された基本方針によって、支援対象地域は福島県内に限定され、福島県外の低認知被  
災地への支援は実現していない。

- (16) 放射能から子どもたちを守る全国ネットワーク「2012年度活動報告-1」<http://kodomozenkoku.com/wp-content/uploads/2013/06/072e7ecc4b6973625cd8c55d49d79437.jpg> (2023年  
1月30日閲覧)。
- (17) 福島県(2022)「令和3年度福島県民健康管理基金(原子力被災者健康確保・管理関連交付金)  
の状況」(2022年7月6日)、<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/kenkokikin.html>  
(最終閲覧日:2022年12月20日)。
- (18) 福島県「県民健康管理調査」検討委員会(2011)「県民健康管理調査の概要」(2011年6月18日)、  
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/6500.pdf> (最終閲覧日:2022年12  
月20日)。
- (19) 福島県(2013)「第12回「県民健康調査」検討委員会(平成25年8月20日開催)資料②「県  
民健康管理調査『甲状腺検査』の実施状況について」<http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/6436.pdf> (2016年10月31日閲覧)。
- (20) 片山幸子「木本さゆりさんインタビュー『関東の放射能汚染がなかったことにされる前に、子  
どもたちの健康調査を市民が始まました』」『週刊通販生活』2014年8月。<https://www.catalog-house.co.jp/yomimono/genpatsu/kimoto/> (2023年1月30日閲覧)。
- (21) たらちねホームページ「たらちねについて——設立の経緯」<https://tarachineiwaki.org/about>  
(2023年1月30日閲覧)。
- (22) 調査結果の詳細は、福島県避難者意向調査全体報告書を参照されたい。回答数と回答率  
は、2013年度が20,680世帯(35.3%)、2014年度は18,767世帯(33.6%)、2015年度は16,417世  
帯(33.6%)であった。福島県ホームページ「避難者意向調査結果について」<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/ps-hinansha-ikouchousa.html> (最終閲覧日:2022年3月1日)。
- (23) 双葉町は2020年度も調査を実施しているが、回答者の性別を調査項目としていないため含め  
ていない。
- (24) 内閣府男女共同参画局「女性の政治参加マップ2022」<https://www.gender.go.jp/policy/mieruka/pdf/map22c.pdf> (2023年1月30日閲覧)。
- (25) 福島県ホームページ「市町村長等の任期等一覧表」(令和5年1月1日現在)<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/548396.pdf> (2023年1月30日閲覧)。
- (26) 表2および表3の図は、次の資料をもとに作成した。文部科学省(2020)大学入試のあり方に関する  
検討会議(第18回)配布資料「参考資料2 大学入学者選抜関連基礎資料集(その3)」[https://www.mext.go.jp/content/20201126-mxt\\_daigakuc02-000011142\\_9.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20201126-mxt_daigakuc02-000011142_9.pdf) (閲覧日:2023年1  
月30日)。

## 【引用文献】

- 浅野富美枝・天童睦子(2021)「未来への提言——災害女性学から見る課題と展望」浅野富美枝・  
天童睦子編著『災害女性学をつくる』生活思想社、155-174頁。
- 今中哲二「年1ミリシーベルト基準の由来と低線量放射線被曝のリスク」『学術の動向』25(3)52-55頁。
- 大谷尚子・白石草・吉田由布子(2017)『3.11後の子どもと健康——保健室と地域に何ができるか』  
岩波書店。

- 黒川眞一・島明美(2021)「伊達市民の被曝線量を過小評価した大規模住民データ解析論文——科学の規範を成り立たせるための宮崎・早野論文への総合的批判」『科学』91(8) 762-785頁.
- 原子力市民委員会(2022)『原発ゼロ社会への道——「無責任と不可視の構造」をこえて公正で開かれた社会へ』株式会社インプレス.
- 原発賠償京都訴訟原告団(2021)『国際社会から見た福島第一原発事故——国際人権法・国連勧告をめぐって私たちにできること』耕文社.
- 清水奈名子(2017)「原発事故後の健康を享受する権利と市民活動——『関東子ども健康調査支援基金』による活動分析を中心として」『生協総研賞・第13回助成事業研究論文集』42-48頁.
- (2023)「東京電力福島第一原発事故後の対応に関する福島近隣県自治体アンケート——栃木県の基礎自治体による回答の分析」『宇都宮大学国際学部研究論集』55:15-28頁.
- 成元哲編著(2015)『終わらない被災の時間——原発事故が福島県中通りの親子に与える影響』石風社.
- 成元哲・牛島佳代(2020)「持続的なトラウマ——原発不安の変化と特質に関する研究」『中京大学現代社会学部紀要』14(2):79-112頁.
- 高橋若菜・小池由佳(2018)「原発避難生活史(1)事故から本避難に至る道——原発避難者新潟訴訟・原告237世帯の陳述書をもととした量的考察」『宇都宮大学国際学部研究論集』46:51-71頁.
- 天童睦子(2021)「災害女性学をつくる」浅野富美枝・天童睦子編著『災害女性学をつくる』生活思想社、7-27頁.
- 原口弥生(2013)「低認知被災地における市民活動の現在と課題——茨城県の放射能汚染をめぐる問題構築」『平和と研究』40:9-30頁.
- 疋田香澄(2018)『原発事故後の子ども保養支援——「避難」と「復興」とともに』人文書院.
- 除本理史(2020)「福島原子力発電所事故における被害者集団訴訟の動向」『経営研究』71(3):37-48頁.
- Wisner, Ben, et. al., (2004) *At Risk: Natural Hazards, People's Vulnerability and Disasters*, Second Edition, London: Routledge.